

米国—大型民間航空機の貿易に影響を与える措置事件

パネル報告(WT/DS353/R)

申立国：EC 被申立国：米国

第三国参加：日本、オーストラリア、カナダ、韓国、中国、ブラジル

学習院大学 阿部克則

I. 事実の概要

(A) 手続の時系列

手続の時系列は以下の通りである。なお本稿は、パネル報告のみを扱っている。

- 2006年1月20日 パネル設置要請
- 2006年2月17日 パネル設置
- 2011年1月31日 パネル報告当事国配布
- 2011年3月31日 パネル報告加盟国配布
- 2011年4月1日 上訴通知
- 2012年3月12日 上級委員会報告配布
- 2012年3月23日 パネル・上級委員会報告採択

(B) 争われた措置

本件では、ボーイング社の大型民間航空機開発に関連する多数の措置が問題となったが、ECが主張したところによれば、その概要は以下の通りである。

(1) ワシントン州税の減免

ワシントン州は、その州税について複数の減免を行っていた。第1に、ワシントン州の事業税を民間航空機産業について減税していた（事業税減税(B&O 減税)）。第2に、民間航空機及びその部品の製造にかかる研究開発費用・コンピューター製品及びソフトウェア費用・資産税を事業税から控除していた（事業税の税額控除）。第3に、民間航空機及びその部品の研究開発に関するコンピューター製品及びソフトウェアにかかる売上税、及び、高効率航空機の製造者による施設建設に関する労働サービスにかかる売上税の免除を行っていた（売上税の免除）第4に、民間航空機の製造者が、港湾施設をリースまたは所有する際に、リース税・資産税を免除していた（リース税・資産税の免除）。

(2) エベレット市の減税

ボーイング社の工場が立地するエベレット市は、ボーイング社について、市事業税を2006年から2023年まで減税していた（事業税の減税）。

(3) オリンプス計画本拠地合意に基づく優遇措置

ボーイング社の大型民間航空機生産のために最新鋭の設備を稼働させるというオリンプス計画を、ワシントン州等において行うとの本拠地合意(MSA: Master Site Agreement)に基づいて、次のような複数の優遇措置がボーイング社に与えられていた。第 1 に、ボーイング工場周辺の道路改良及びエベレット港の設備等の整備を行った（インフラ整備）。第 2 に、ボーイング工場が隣接する空港施設における 747 貨物機の着陸料を免除した（着陸料免除）。第 3 に、エベレット市の上下水道料金及びスノホミッシュ郡の廃棄物処理料金を、ボーイング社について 2003 年の料金に固定した（公共料金の固定）。第 4 に、オリンプス計画実施の円滑化のために、ワシントン州がボーイング社にコーディネーターを派遣した（コーディネーターの提供）。第 5 に、ワシントン州が、ボーイング社及び関連企業の必要とする職業訓練等に資金を援助し、関連施設も提供した（職業訓練プログラム）。第 6 に、上記（1）のボーイング 787 に関するワシントン州税の減免を 747 貨物機についても適用した。（747 貨物機に関する優遇措置）。第 7 に、ボーイング社の訴訟費用をワシントン州が負担した（訴訟費用の負担）。

(4) カンザス州の優遇措置

カンザス州は次のような優遇措置をとっていた。第 1 に、カンザス州及び州内の地方公共団体が発行する地方債（IRB）を利用したボーイング社等に関し、当該地方債を利用して購入・建設した財産・サービスについて、カンザス州および州内の地方公共団体が資産税及び売上税を減免した。第 2 に、地方債（KDFFA 債）をカンザス州が発行し、調達した資金を Spirit Aerosystem 社に提供した。

(5) イリノイ州の優遇措置

イリノイ州は次のような優遇措置をとっていた。第 1 に、イリノイ州の本社移転支援基金から毎年ボーイング社に支払を行った。第 2 に、ボーイング社の法人税について、通常の 10 年間より長い 15 年間の税額控除を認めた。第 3 に、シカゴ市等がボーイング社の固定資産税等を減額した。第 4 に、ボーイング本社の移転先に入居していたテナントに対して撤退のための補償金をシカゴ市が支払った。

(6) NASA の研究開発プログラム

NASA は、ボーイングとの間の研究開発契約に基づきボーイングに対する支払を行うとともに、NASA の施設や人員を、ボーイングが航空機開発のために利用することを認めていた。

(7) 国防省の研究開発プログラム

国防省は、ボーイングとの間の研究開発契約に基づきボーイングに対する支払を行うと

ともに、国防省の施設や人員を、ボーイングが航空機開発のために利用することを認めていた。

(8) 商務省の研究開発プログラム

商務省は、研究開発プログラムのもとでボーイングに対して研究開発費を提供していた。

(9) NASA と国防省による知的財産の移転

NASA・国防省は、ボーイングとの間の研究開発契約に基づき、研究開発から生ずる発明に対する特許権をボーイングに認めるとともに、研究開発から生ずる data rights/trade secrets に対してボーイング社の排他的なアクセスを認めた。

(10) NASA と国防省による償還

特定の契約に基づかない大型民間航空機研究開発及び入札による研究開発に関して、NASA と国防省がボーイングに対して支払を行っていた。

(11) 労働省の職業訓練助成

航空機産業の労働者を職業訓練する大学に対し、労働省が助成金を交付した。

(12) FSC/ETI

FSC/ETI 及びその後継の法によるボーイングに対する税優遇を行っていた。

II. パネル報告要旨

(A) 主な手続事項

(1) 著しい害に関する情報を収集するための手続

補助金協定附属書Vの2項は、同協定7.4条に基づき問題がDSBに付託された場合には、要請に基づき、著しい害に関する情報を収集するために必要な情報を補助金を交付している加盟国の政府から入手するための手続をDSBが開始する(shall initiate)と規定する。しかし本件では、EUの要請に基づき、DSBが2006年5月17日の会合において、同手続を開始したとはいえない。なぜなら同手続は、DSBの作為がなければ、要請によって自動的に開始するものではないからである。(paras.7.20-22)

(2) パネル設置時に存在していなかった措置

問題となるカンザス州の地方債(IRB)はパネル設置時には発行されていなかったが、パネル設置要請以前から存在していた法令のもとで発行されたIRBは、発行がパネル設置後であっても付託事項の範囲内である。(paras.7.689-690)

(B) 特定性のある補助金の存在

(1) ワシントン州税の減免

事業税が一般に課税されているところ、それを減税・控除することは補助金協定 1.1 条(a)(1)(ii)にいう資金的貢献に該当する。また売上税が一般に課税されているところ、それを減税することは補助金協定 1.1 条(a)(1)(ii)の資金的貢献に該当するが、建設サービスに関してはボーイングが利用したとはいえないので、コンピューター関連の減税についてのみ補助金協定 1.1 条(a)(1)(ii)の資金的貢献が存在する。リース税・資産税の免除については、ボーイングが免除されたとの証拠がないので補助金協定 1.1 条(a)(1)(ii)にいう資金的貢献は存在しない。補助金協定 1.1 条(b)にいう「利益」が存在するかは市場環境との比較により決定するが、減税の場合「利益」があることは明らかであり、上記の資金的貢献は補助金である。(paras.7.132-180)

当該減税の根拠法(HB2294)は、航空機産業に補助金の対象を明示的に限定しており、補助金協定 2 条でいうところの「特定企業に限定」している。より広い減税プログラムの一環であるとの証拠もないので、上記補助金は特定性がある。(paras.7.199-211)

補助金額は、合計で 6450 万ドルである。(paras.7.252-259)

(2) エベレット市の減税

事業税が一般に課税されているところ、その減税は補助金協定 1.1 条(a)(1)(ii)にいう資金的貢献である。上記(1)と同様に「利益」があり、補助金が存在する。また、ボーイングだけが満たすことができる基準によって補助金が交付されているので、補助金協定 2.1 条(c)の事実上の特定性があると認められる。補助金額は 220 万ドルである。(paras.7.328-354)

(3) オリパス計画本拠地合意に基づく優遇措置

道路改良はボーイングの利益に特定して行われたものではなく、補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう資金的貢献ではない。港湾ターミナルの拡張はまだ存在していないので判断の必要はなく、レイルバージは一般的なインフラではないがボーイングは利用料金を支払っており「利益」がないので判断の必要はない。着陸料の免除については、他の利用者に対する標準的な着陸料との差について立証がないので補助金とは認められない。公共料金の固定についても証拠が十分でないので補助金とはいえない。コーディネーターの提供については、より一般的なプログラムを視野に入れたうえで特定性があることの立証がない。職業訓練プログラムについてはボーイングが適切な対価を支払った証拠がなく、かつボーイングとその関連企業だけが利用できることと規定されているので、特定性のある補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう資金的貢献である。747 貨物機に関する優遇措置については、ボーイングがそのような便益を受けたとの証拠がない。訴訟費用の負担については、本拠地合意はボーイングの訴訟費用をワシントン州が負担するとは規定していないので、補助金は存在しない。以上より、補助金額は職業訓練プログラムに関する 1100 万ドルのみである。

(paras.7.445-637)

(4) カンザス州の優遇措置

IRB に関する税の減免については、一般に課税されている資産税及び売上税の例外であり、補助金協定 1.1 条(a)(1)(ii)にいう資金的貢献である。またボーイング社等がその雇用数に比して大きな割合（69%）の IRB を受け取り、均衡を失した多額の補助金がボーイング社等に交付されているので、補助金協定 2.1 条(c)に基づき事実上の特定性があるといえる。補助金額は 4 億 7580 万ドルである。(paras.7.692-818)

KDFA 債による資金の直接提供については、補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)の資金的貢献に当たると両当事国が認めており、Spirit 社が単に資金を受け取っているだけなので「利益」があり補助金が存在する。しかし Spirit 社が受けた利益がボーイングに移転したとはいえないので、ボーイングに対する補助金は存在していない。(paras.7.832-890)

(5) イリノイ州の優遇措置

問題となる 4 つの措置について、いずれも資金的貢献にあたり「利益」があることを米国が争わなかったので、補助金であると認定する。補償金の支払いについては法令上の特定性があり、他の 3 つの措置は事実上の特定性がある。補助金額は合計で 1100 万ドルである。(paras.7.907-939)

(6) NASA の研究開発プログラム

「サービスの購入」に該当する取引は補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)の範囲には入らないが、ボーイングは自らのために研究開発をしたので、米国政府が「サービスを購入」したとはいえない。よってボーイングへの支払は補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう資金的貢献に該当し、NASA 施設へのアクセスは補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう物品提供に当たる。このような行為は商業ベースで行われていないので、ボーイングに「利益」が与えられている。またこれらの補助金が特定性があることは米国が争っていない。補助金額は 26 億ドルである。(paras.7.949-1108)

(7) 国防省の研究開発プログラム

国防省の調達契約のもとでの研究開発は主として国防省のために行われたものだが、他方、支援合意のもとでの研究開発は主としてボーイングのために行われたものであるので、後者にかかるボーイングへの支払は補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう資金的貢献に該当する。このような行為は商業ベースでは行われないので、ボーイングに「利益」が与えられている。特定性は研究開発プログラム全体ではなく、個別のプログラムごとに判断すべきで、特定性がある。仮にプログラム全体で判断するとしても、ボーイングを含む同業 5 社で 45.2% を占めているので事実上の特定性がある。補助金額は不明である。

(paras.7.1139-1209)

(8) 商務省の研究開発プログラム

ボーイングに対する支払が補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう資金的貢献にあたり、「利益」があることは米国も認める。特定性に関しては、補助金協定 2.1 条にいう「集団」とは、十分に限定された集団を意味するが、当該プログラムはそのような意味での集団に補助金を限定していない。また特定性の判断は個別の支払いが基礎としている補助金プログラムのレベルで判断される。よって当該プログラムのもとでボーイングに交付された補助金は特定はない。(paras.7.1240-1256)

(9) NASA と国防省による知的財産の移転

仮に補助金協定 1 条でいうところの補助金であるとして、NASA と国防省による特許権の移転は、米国政府全体で統一的行われているものの一環なので、特定性はない。Date rights/trade secrets の排他的利用については、NASA と国防省による支払及び施設等へのアクセスと別個の資金的貢献があったとはいえない。(paras.7.1276-1311)

(10) NASA と国防省による償還

ボーイングが NASA と国防省との特定の合意に基づかない民間航空機関連の研究開発を行った場合には、米国法上ボーイングはその費用を按分負担するとされているので、NASA と国防省による償還が存在することを EC は立証していない。(paras.7.1332-1354)

(11) 労働省の職業訓練助成

当該助成が補助金であることは、両当事国に争いが無いが、特定性の判断は、高成長職業訓練イニシアチブというより広い補助金プログラム全体で行われるので、特定性はない。(paras.7.1362-1375)

(12) FSC/ETI

FSC/ETI とその後継の法が特定性のある補助金であることについて両当事国に争いはない。補助金額は 21 億 9900 万ドルである。(paras.7.1401-1428)

(C) 輸出補助金

(1) FSC/ETI

FSC/ETI とその後継の法は、FSC 事件においてすでに補助金協定 3 条にいう輸出補助金であることが既に確定しているが、本件において問題となる措置は、FSC/ETI とその後継の法のもとでのボーイングに対する税優遇措置の適用であり、その点について 3 条違反を認定する。(paras.7.1459-1464)

(2) ワシントン州の優遇措置

補助金協定 3 条にいう「輸出が行われることに基づいて」とは、補助金の交付が予想される輸出に結びついていなければならないが、本件では、ワシントン州内での雇用確保を目的としており、補助金の交付と予想される輸出とが直接結びついているとはいえないので、輸出補助金ではない。(paras.7.1516-1590)

(D) 著しい害

(1) 前提的考察

本件補助金の影響は、次の 2 つの効果に分けて検討する。第 1 は、研究開発補助金がボーイング 787 の開発を早め、エアバスのライバル機の価格・市場シェアに悪影響を与えたかという「技術効果」、第 2 は、補助金のキャッシュフローがボーイングの大型民間航空機の価格を下げ、エアバスのライバル機の価格・市場シェアに悪影響を与えたかという「価格効果」である。分析にあたっては反実仮想アプローチを用い、他の要因も考慮して、補助金と、輸出の代替・販売の減少・価格上昇の妨げとの間に、真正かつ実質的な因果関係があるかどうかを決定する。問題となる大型民間航空機の市場は、座席数 100-200 の機体、座席数 200-300 の機体、座席数 300-400 の機体の 3 つに分けて考察する。検討期間は 2004 年から 2006 年である。(paras.7.1657-1700)

(2) 技術効果

NASA と国防省の研究開発補助金は、その構造・目的・運用面を考慮すると、ボーイング 787 の開発に真正かつ実質的な形で貢献し、ボーイングに競争上の優位を与えた。もしこのような補助金の効果がなかったとすれば、次の 3 つの著しい害があったと認められる。第 1 に、エアバスは、オーストラリア等の第三国市場において、A330 と A350 についてより多くの受注を獲得しただろうと考えられ、補助金協定 6.3 条(b)にいう輸出の代替又は妨げのおそれがある。第 2 に、エアバスは、A330 と A350 についてより多くの販売を行えたと考えられ、補助金協定 6.3 条(c)にいう著しい販売の減少をこうむった。第 3 に、エアバスは、A330 と A350 の価格をより高く設定できたと考えられ、補助金協定 6.3 条(c)にいう価格上昇の著しい妨げがあった。(paras.7.1703-7.1797)

(3) 価格効果

FSC/ETI 補助金とワシントン州及びエベレット市の事業税減税の価格効果は、共にボーイングの大型民間航空機の利益率を向上させるものであるため、両者を合算して分析する。FSC/ETI 補助金とワシントン州の事業税減税は、ボーイングの大型民間航空機の価格設定を低くすることを可能にするため、座席数 100-200 の機体の市場において、補助金協定 6.3 条(c)にいう価格上昇の著しい妨げと著しい販売の減少を引き起こした。また、FSC/ETI 補

助金とワシントン州及びエベレット市の事業税減税は、座席数 300-400 の機体の市場において、補助金協定 6.3 条(c)にいう価格上昇の著しい妨げと著しい販売の減少を引き起こした。しかし、座席数 200-300 の機体の市場については、これらの補助金が著しい害を引き起こすほどの規模であったとは認められない。なお、事業税減税以外のワシントン州の補助金、カンザス州の補助金、及びイリノイ州の補助金については、比較的少額であることと大型民間航空機の生産・販売に直接結び付いていないことから、著しい害を引き起こしたとはいえない。(paras.7.1802-1828)

(E) 勧告

(1) 輸出補助金

パネル設置時に効力のあった FSC/ETI はもはやボーイングに関しては効力がないように見えること、及び FSC 事件履行パネルの勧告が依然として有効であることから、新たな勧告は行わない。(paras.8.6-7)

(2) イエロー補助金

EC の利益に対する悪影響を除去するための適切な措置をとり、又は問題の補助金を廃止するよう米国に勧告する。(para.8.9)

III. 評釈

以下の評釈は、上級委員会報告が発出される前に、パネル報告書のみを対象としたものである。そのため扱った論点は上訴の対象にもなっているが、上級委員会の判断は評釈において考慮されていないことに留意されたい。(上級委員会報告については、平成 24 年度以降の本研究会の報告書等を参照されたい。)

(A) 著しい害に関する情報を収集するための手続

本件では、補助金協定附属書Vに規定される「著しい害に関する情報を収集するための手続」が、DSB による何らかの”action”がなくとも開始されるかが問題となった。附属書Vの2項によれば、紛争解決機関は「要請に基づき・・・手続を開始する(the DSB shall, upon request, initiate the procedure)」とされており、同項の文言からすれば、紛争当事国の要請があれば自動的に当該手続が開始されるように思われるが、本件では EC による要請がなされた際に、DSB は検討を先延ばしにすることに、EC を含めて、合意していた(WT/DSB/M/212, para.70-71)。そのためパネルは、DSB によって当該手続を開始する”action”が何らとられていないので、自動的に当該手続が開始されたとはいえないとしたのである(para.7.21)。

しかしパネルの判断は、DSB がどのような”action”を行えば当該手続が開始されるかについては明確ではない。米国は、DSB がコンセンサスにより決定しなければ開始されないと主張したが、パネルは、コンセンサスは必要ないかもしれない(it may well be)としており、

「コンセンサスによる決定」という”action”が必要だとはしていないようである(para.7.21)。また、「ネガティブ・コンセンサスによる決定」が必要だとの判断も示していない。附属書 V の 2 項は、DSB が当該手続の開始を「決定する」とは規定しておらず、単に「要請に基づき・・・手続を開始する(shall, upon request, initiate the procedure)」とだけ定めているので、コンセンサスであれネガティブ・コンセンサスであれ、何らかの決定は必要ないように見える。

この問題を当該手続の性質の観点から考えると、当該手続は、補助金協定 7.4 条に基づいて開始される紛争解決手続の一環であり、パネルの設置はネガティブ・コンセンサスにより行われるので、当該手続だけコンセンサスによる決定（被申立国の同意）が必要だとすると、バランスを欠くことになる。また附属書 V の 1 項は、加盟国の協力義務を定めており、被申立国が当該手続の開始に反対することでその開始が妨げられるとすると、この協力義務と相いれない。したがって、少なくとも、「コンセンサスによる決定」という”action”がなければ当該手続が開始されないとの解釈は妥当でないと考えられる。

それでは「ネガティブ・コンセンサスによる決定」という”action”は、当該手続の開始に必要なだろうか。DSU 及び補助金協定においてネガティブ・コンセンサスによる決定が行われる場合は、すべて明文の規定があるため、補助金協定附属書に明文の規定がないところでネガティブ・コンセンサスによる決定が行われると解釈されることは、文脈からして妥当な解釈とは言えないであろう。

以上のように考えれば、要請があった場合に当該手続が開始されないという可能性は、附属書 V においてそもそも想定されていないと考えることが妥当と思われる。なお、上級委員の任命に関し、DSU17 条 2 項は「紛争解決機関は・・・任命する(The DSB shall appoint)」と規定しているが、ここでも DSB が上級委員を任命しない決定を行う余地はないと考えられる。ただし実際の上級委員任命手続においては、DSB は個別の委員の任命について合意により決定しており(たとえば、WT/DSB/M/270, paras84-85)、附属書 V の手続に関しても、DSB 議長が手続開始を”take note”する等の議事が行われることが妥当ではないだろうか。

(B) 「サービスの購入」・「物品の購入」と補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)

本件パネルは、「サービスの購入」は、補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう資金の移転には該当しないとしたが、その理由の一つは、もし「サービスの購入」が補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう資金の移転に該当すると仮定すると、補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう「物品の購入」も論理必然的に補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう資金の移転に該当することになり、このような解釈は、補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)の規定を、余分なもの又は意味のないもの(redundancy or inutility)にするというものであった(para.7.956)。このパネルの解釈によれば、補助金協定 1.1 条(a)(1)の(i)から(iv)が対象とする資金的貢献は、相互に排他的であり、ある資金的貢献が(i)から(iv)の複数に該当する可能性を否定することになる。つまり、補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう資金の移転には、「サービスの購入」だけでなく「物品の購入」

も該当しないことになる。しかしこの点で、日本-韓国製 DRAM に対する相殺関税事件パネル報告は、ある取引が(i)から(iv)の複数に該当する可能性を否定していない¹。

もし本件パネルの解釈をとるとすると、たとえば、「社債の購入」や「株式の購入(出資)」と、「物品の購入」との関係はどう考えればよいのか。EC-韓国製 DRAM に対する相殺関税事件パネル報告は、「社債の購入(purchase of corporate bonds)」を補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう資金の直接移転としたが²、本件パネルの論理によると、「社債の購入」は補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう「物品の購入」には該当しないことになると考えられる。とすると「社債」は「物品」でも「サービス」でもない第三のカテゴリーに分類されるのであろうか。実際に本件パネルは、出資を、「何かの購入(purchases something)」としている(para.7.954)。

しかし、米国-カナダ産軟材に対する相殺関税(IV)事件上級委員会報告は、「物品(goods)」を"property or possessions" generally"と広く解している³。「社債」が"property"だとすれば、「社債の購入」は補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう「物品の購入」にも該当するので、補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)にいう「貸付け」と両方に該当する可能性があるのではないだろうか。このように考えれば、ある資金的貢献が(i)から(iv)の複数に該当する可能性は残されていると思われるため、補助金協定 1.1 条(a)(1)の(i)から(iv)が対象とする資金的貢献は、相互に排他的だとのパネルの解釈には疑問が生ずる。よって、「サービスの購入」が補助金協定 1.1 条(a)(1)(i)に該当しないとのパネルの解釈も、根拠が不十分であると言えよう。

(C) 政府全体の政策と補助金の特定性

本件パネルは、NASA と国防省による特許権の移転は、米国政府全体で統一的に行われているものの一環なので、特定性がないことは明らかだとした(para.7.1276)。しかし、その特定性の判断において、パネルは補助金協定 2.1 条の原則に何ら言及していない。同条の柱書は、「特定性を有するかしないかを決定するため、次の原則を適用する(shall apply)」としており、パネルの分析方法はこれに反すると考えられる。NASA と国防省が行っている特許権の移転を、より広い法的枠組みの観点から検討することは妥当であるが、その際にはその法的枠組みについて、2.1 条の原則に照らして特定性を判断すべきであろう。

本件パネルは、NASA と国防省以外の政府機関がどのような特許権の移転を行っているか検討していない。米国政府全体で同様の取り扱いがなされているのであれば、その政府全体での特許権の移転の仕組みが 2.1 条にいう「補助金制度(subsidy programme)」であり、

¹ Panel Report, Japan - Countervailing Duties on Dynamic Random Access Memories from Korea, WT/DS336/R, para.7.439. ("we do not exclude that certain of the relevant transactions might be covered simultaneously by different sub-paragraphs of Article 1.1(a)(1).")

² Panel Report, European Communities - Countervailing Measures on Dynamic Random Access Memory Chips from Korea, WT/DS299/R, para.7.92.

³ Appellate Body Report, United States - Final Countervailing Duty Determination With Respect To Certain Softwood Lumber From Canada, WT/DS257/AB/R, para.59.

この補助金制度の下で特定企業による支配的利用がないか等を検討する必要があるのではないか。本件パネルも、労働省の職業訓練助成については、航空機産業に対するものだけでなく、高成長職業訓練イニシアチブというより広い補助金プログラムが、バイオ産業等の14の産業に補助金を交付していることを理由に特定性を否定した(para.7.1371)。しかし特許権の移転については、このような具体的な検討がなされていないため、同様な分析を補助金協定2.1条の原則に従って行うべきであろう。

(D) 著しい害の立証責任

本件パネルは、FSC/ETI 補助金とワシントン州及びエベレット市の事業税減税の価格効果が、著しい害をもたらすものであるかを判断する際に、FSC/ETI 補助金が輸出補助金であることを重視した(para.7.1808-1810)。ウルグアイラウンドにおいて輸出補助金が禁止されたのは、輸出補助金が高い貿易歪曲性を有しているからであり、パネルが FSC/ETI 補助金のもたらす著しい害について推定を働かせたことは妥当だと考えられる。この点でカナダ-航空機事件上級委員会報告の傍論においても、輸出補助金については悪影響があると推定されるとの記述がある⁴。

ただし、本件パネルも認めるように輸出補助金が著しい害をもたらさない場合もありうるので、被申立国による反証可能性はある。その点で、FSC/ETI 補助金の総額が、ボーイングの大型民間航空機の受注額/納入額に比べて1%未満であるとの両当事国が提出した証拠について、特に理由も示さずに「有用でない」として退けていることは(para.7.1816)は、事実の客観的検討を行ったとはいえないと考えられる。

⁴Appellate Body Report, Canada - Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft, WT/DS70/AB/R, para.202.